

第76回大阪府森林審議会 会議録

日 時 平成25年2月18日

午後2時～午後4時

場 所 ホテル大阪ベイタワー4階（金枝の間）

第76回大阪府森林審議会

平成25年2月18日

【司会（瀬川副主査）】 それでは、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第76回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の瀬川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、委員15名中11名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会ですが、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中に資料をすべて入れさせていただきます。配付資料一覧をごらんいただきまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、大阪府森林審議会、本日の次第、それと審議会規程、委員名簿、配席図をセットにししましたA4の資料が1部。次に「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について（諮問）」という文書がA4で1枚。続きまして、資料1「大阪地域森林計画の変更について」、ホッチキスどめになっておりますものが1部。続きまして、資料2「森林機能再生重点地域の森林整備方針について」、ちょっと分厚目のホッチキスどめの資料になっておりますが、これが1部。続きまして、資料3「放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について」、A3で2つ折りにしておりますものが1枚。続きまして、資料4、A4で「森林保全整備部会における議決事項について」が1枚。続きまして、資料5、ホッチキスどめで3枚になっております「林地開発許可等実績について（報告）」が1部。続きまして、資料6、A3の1枚物で「放置森林対策行動計画 後期に向けた取組み（素案）」が1枚。続きまして「大阪の森林再生を目指して『放置森林対策行動計画』」、ホッチキスどめの冊子になっておりますものが1部。最後に、木材利用の事例集、カラー刷りのパンフレットが1部となっております。

以上が本日の資料でございますが、不足等はありませんか。

それでは、会議に先立ちまして、西山みどり・都市環境室長からごあいさつ申し上げます。

【西山みどり・都市環境室長】 みどり・都市環境室長の西山でございます。第76回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今回は、任期満了によります委員改選後初めての審議会ということで、後ほど改めて司会から紹介させていただきますが、大浦委員、花尻委員、藤平委員、三好委員、4名の新たな委員をお迎えしております。新たな委員の皆様には、ご就任につきまして快くお受けいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、長きにわたりまして本審議会に貴重なご意見をいただきました越井委員、真銅委員、水原委員、宮前委員につきましては、これまでのご尽力、ご協力に対しまして、事務局からそれぞれ厚くお礼の言葉を述べさせていただいております。

さて、皆様ご承知のとおり、国におきまして緊急経済対策の補正予算が決定されましたが、これを受けまして、当室では国土強靱化に対する取り組みとして、山地災害対策に4億円強、ナラ枯れ対策として2,500万円、また、攻めの農林水産漁業づくりの取り組みとして、間伐など森林整備に約3,800万円、地域材の新たな用途開発、木材加工施設の整備支援等に5億円強といった予算をこの2月補正予算案に計上しております。これらの予算につきましては、昨年3月にご答申いただきました新たな森林保全システムの構築を具体化あるいは後押しする事業として活かしてまいりたいと考えております。

さらに、府独自の新規事業といたしまして、これも答申に盛り込まれておりますが、保育園など教育施設の内装を木質化するという取り組みにつきまして、これを具体化する事業として一園一室木のぬくもり推進モデル事業を25年度の当初予算案に計上させていただいております。この事業は府民のご寄附、具体的に申しますと、本日は所用によりご欠席しておられますが、大阪府木材連合会の花尻会長様から多大なご寄附をいただきまして、それを活用して実施する事業でございまして、民間認可保育園の内装木質化支援と、今後の普及につながる効果検証などに有効に使わせていただく予定でございます。

さて、本日の会議でございますけれども、最初に大阪地域森林計画の変更外2件の審議案件についてご審議いただき、その後3件の報告事項についてご説明申し上げます。3件の報告事項のうち最後の放置森林対策行動計画後期に向けた取り組みにつきましては、先ほど申し上げました森林保全システムの考え方を織り込んで、計画後期における取り組み

を明確にしていこうというものでございまして、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

【司会（瀬川副主査）】 ありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【司会（瀬川副主査）】 なお、新たにご就任いただいております大浦委員と、引き続きご就任いただいております岡崎委員、小杉委員、坂野上委員におかれましては、所用のため、本日はご欠席でございます。

以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、続いて議事に入らせていただきますが、本日の審議会は委員の改選後初めての審議会でございますので、大阪府森林審議会規程第2条の規定により、委員の互選により会長を選任していただく必要がございます。このため、議事の1、会長の選任までは、僭越でございますが、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、議事の1、会長の選任についてでございますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

吉田委員、どうぞ。

【吉田委員】 まことに僭越に存じますが、引き続き、ご経験豊富な古川委員にお願いいたしてはいかがかと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（瀬川副主査）】 ただいま、古川委員を会長にというご発言がありました。委員の皆様、ほかにご意見はございませんか。

それでは、お諮りさせていただきます。古川委員に会長をお願いすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（瀬川副主査）】 ありがとうございます。

皆様異議なしということでございますので、古川委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議事につきましては、審議会規程第5条第1項の規定によりまして、古川会長に議長をお願いしたいと存じます。古川会長、議長席に移動していただきま

すようお願い申し上げます。

それでは、古川会長、よろしくお願いいたします。

【古川会長】 大変僭越でございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、委員の皆さんのご同意を得まして、会長職を務めさせていただくことになりました古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただいて、これから議事を進めます。

それでは、初めに、審議会規程第2条第3項の規定により、あらかじめ会長代行を選任したいと思います。会長代行の選任につきまして、ご意見はございませんか。

【奥野委員】 今まで増田委員にさせていただいておりますので、増田委員によろしくお願いいたしますと思いますが。

【古川会長】 それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。増田委員に会長代行をお願いすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、増田委員に会長代行をお願いしたいと存じますので、先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

本審議会は、林地開発許可などに関する事項を審議するため、森林保全整備部会を設置しております。この部会の部会長は、審議会規程第6条第2項の規定により、会長が指名する委員をもってこれに充てることになっております。また、部会員につきましては、同条第3項の規定により会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

それでは、部会長でございますが、増田委員にお願いしたいと思います。増田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会委員でございますが、奥野委員、小杉委員、坂野上委員、花尻委員、三好委員、吉田委員、そして私古川、合わせて7名でございます。各先生方には大変ご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、小杉委員、坂野上委員、花尻委員は本日欠席でございますので、後日、私から説明申し上げます上でご了承賜りたいと存じます。

次に、本日の議事録署名委員ですが、奥野委員と増田委員のお二方にお願いしたいと存

じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事 2、大阪地域森林計画の変更について（諮問）でございますが、諮問の内容につきましては事務局からご説明をお願い申し上げたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【三嶋総括主査】 それでは、大阪地域森林計画の変更について説明させていただきます。

私は、みどり推進課森林整備グループの三嶋と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

大阪地域森林計画についてですが、まず、委員の皆様方お手持ちの資料の「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について」という知事から審議会会長あての諮問書をご覧くださいと思います。

地域森林計画の変更また樹立に当たりましては、森林法第 6 条第 3 項の規定によりまして、審議会の意見を聴くこととされておりますので、今回の地域森林計画の変更につきましても、本諮問書により諮問させていただいております。

続いて、地域森林計画の変更内容について説明させていただきます。

お手持ちの資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思います。

地域森林計画ですが、この計画は、農林水産大臣が策定します全国森林計画というものがございまして、その計画に即して、民有林について機能別の森林整備の方向、また間伐や造林、伐採の整備目標といったものを定めており、10 年を 1 期として、5 年ごとに立てる計画となっております。そして、この計画を指針としまして市町村が市町村の森林整備計画を策定することとなっております。今回、地域森林計画の変更ということですが、もともと現在の大阪地域森林計画は、平成 22 年 4 月 1 日よりスタートしております。

続いて、地域森林計画において定めていく事項ですが、資料 1 ページの中ほどに黒く丸を塗っている部分がございます、こちらのほうが重立った、定めていく事項となっております。黒丸の一番上にある森林の区域から、一番下は保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項、こういった項目などが地域森林計画で定める事項とされています。

続いて、今回の地域森林計画の変更の内容についてですが、資料の 2 ページから 3 ページに記載しておりまして、箕面市、枚方市における林地開発の完了に伴う森林区域の減少

となっております。全体で26ヘクタールの減少となっております。

まず、箕面市についてですが、資料の11ページに図面がございますので、そちらをご覧ください。こちらの図面で黒く塗りつぶしている部分、これが今回森林区域から除外される部分でございます。これは、箕面市の上止々呂美地区におきまして、民間事業者が林地開発により住宅地造成を行い、それが完了しましたので、今回森林区域から除外するもので、面積にして約24ヘクタールでございます。

続いて、資料の13ページをご覧くださいと思います。こちらは枚方市の大字尊延寺というところで民間事業者が事業場の設置、具体的には土石の選別用のプラントを設置したのですが、その設置が完了しましたので、今回除外するものでございます。面積にして約2ヘクタールでございます。

これら2つの市、2地区分を合わせまして、全体で26ヘクタールの面積が減少するというのが、今回の大阪地域森林計画の変更の内容でございます。

そして、この計画変更に当たりましては、昨年の秋に大阪府公報により公示を行い、10月30日から11月28日の30日間、縦覧期間に供しまして、その後、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、関係市町村に意見をお聴きし、その結果、特段支障となる意見はいただいておりません。

そして、今後についてですが、本日この審議会で変更案が了承されましたら、農林水産大臣に協議し、計画変更の決定を行い、最終的に公表するというところで進めていきたいと考えております。

以上で地域森林計画変更についての説明を終わらせていただきます。

【古川会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

各委員の先生方、何かございませんか。よろしいですか。

【増田委員】 特にございません。

【古川会長】 よろしいですか。

【増田委員】 はい。

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、本案につきまして、皆様にお諮りしたいと存じます。

大阪府地域森林計画変更について、妥当とする旨を答申したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、妥当とする旨、答申させていただきます。

続きまして、議事3でございますが、森林機能再生重点地域の森林整備方針について、事務局から説明をお願い申し上げます。

【三嶋総括主査】 それでは、続きまして、森林機能再生重点地域の森林整備方針について説明させていただきます。資料につきましては、お手持ちの資料2になりますので、そちらの1ページをご覧くださいと思います。

森林機能再生重点地域につきましては、既にご存じの委員もおられると思いますが、おさらいの意味を含めまして、概要から説明させていただきます。資料1ページの下段をご覧ください。

森林機能再生重点地域は、森林の手入れが不足し機能が低下しているところを対象としまして、防災等の観点から機能の再生が必要と思われる、まとまりのある森林について地域指定を行うものでございます。そして、地域指定を行った後には、森林整備方針を策定しますが、その策定に当たっては森林審議会・市町村の意見を聴くこととしております。そして、策定された森林整備方針に基づく整備については、公的関与としまして、助成事業の導入などで整備を優先的に進めていくこととしております。

続いて、資料2ページの上のほうですが、森林整備方針策定のフローを記載しております。こちらは、いま話したものと重なる部分もありますが、策定に至るまでは、最初に放置森林の部分と、その周辺の、放置森林以外の部分を含めて、まとまりのある森林団地として、森林機能の回復が必要かどうかという調査を行います。そして、調査の結果、機能回復が必要と認められた場合には、市町村と協議を行い、森林機能再生重点地域の指定を行ってまいります。そして、その後は大阪府で森林整備方針(案)を策定しまして、森林審議会・市町村の意見を聴いた上で、最終的に森林整備方針を策定するということで手続を進めております。

次に、2ページの下段をご覧くださいと思います。こちらは森林整備方針の共通の方針について記載しております。

まず1点目が、急傾斜地や高齢林、幹回りの太いもの、そういったものについては公的

関与にて間伐を優先的に実施していく。逆に、地形の緩いところにおける幹回りの細いもので、ボランティアなどの府民協働によるのが望ましいものについては、そういったことも視野に入れながら整備を進めていく方向で考えております。

続きまして2点目としまして、傾斜の緩い箇所、あるいは放置森林の林分の配置状況といったものを十分見据えて路網整備を推進していくこととしております。

そして、3点目ですが、整備された路網、また既存の路網といったものもあわせまして、そういった路網周辺の間伐材については、できる限り搬出を行うことを共通方針として打ち立てております。

続いて、資料の3ページをご覧くださいと思います。こちらの上の表が今回森林整備方針（案）を策定している重点地域の一覧となっております。

まず、千早赤阪村の水分地区外2地区における、大体624ヘクタールございますが、この地区。次に、太子町山田地区において40ヘクタール。そして、河内長野市の岩瀬・神ヶ丘地区外4地区におきまして1,040ヘクタール。合計9地区で1,704ヘクタールの重点地域に係ります森林整備方針（案）が、今回の対象となっております。

そして、下のほうに参考として書かせていただいております表の備考欄に一部間違いがありまして、平成24年1月という記載が、正しくは平成25年1月でございますので、申しわけありませが、修正をお願いします。

説明に戻りまして、ここに参考と書かせていただいておりますが、これまでの重点地域における森林整備方針の策定実績につきましては、平成20年度から平成25年1月末時点までの間に全体で92地区、面積にしますと8,245ヘクタールの重点地域に係る整備方針が策定されております。

続いて、資料の5ページをご覧くださいと思います。5ページは、これまでの重点地域の指定箇所と、そこにおける森林整備方針の策定状況を示した位置図となっております。

この図面の水色っぽく塗っている部分が、これまで重点地域に指定されて整備方針を策定している地域でございます。赤紫っぽく塗っている部分が、重点地域指定は終わっていますが、まだ整備方針が策定されず、今回の整備方針（案）の対象となっている部分でございます。この図面を見てわかるとおり、大阪北部・南部両方とも重点地域が指定されて、放置森林解消に向けた取り組みが大分進んできたということを、うかがうことができます。

そして、今回の森林整備方針の対象となっている放置森林部分ですが、樹種につきまし

ては杉・ヒノキの人工林で、林齢は10年からおおむね100年生といった、幅広い林齢構成となっております。それを含む重点地域の大きさは、小さいもので40ヘクタール、大きいもので300ヘクタールを超えるものなど、大小さまざまございます。そして、今回その放置森林の周辺には、既存の道が適度に配置されているということもございまして、そういった道を利用しまして間伐材の搬出を進めていきたいと考えております。

今回、放置森林の状況につきまして、いくつか写真をつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

資料の7ページをご覧ください。白黒で見にくくて申しわけないのですが、上のほうにあるのが河内長野市天見地区の放置人工林でございます。下段にございますのが千早赤阪村水分の放置森林の状況写真でございます。こちらは両地区とも立ち木が過密状態となっております。木の幹回りもかなり細いということ、あと、林内には下層植生が見られないということで、近い将来、土砂の流出が発生する危険性をはらんでいるという状況となっております。

続いて、資料8ページをご覧ください。こちらは上段のほうで千早赤阪村千早地区の放置森林の状況写真です。こちらは手前のほうに切り株等の、過去に間伐等が行われた経歴が残ってしまっていて、木の太さもかなり太くなってきておりますが、現状では、先ほどの箇所と同じように過密状況ということで、林内には下層植生が見られない状況になっていることから、こちらも近い将来、土砂流出が発生する危険性があります。こうした放置森林に対しまして、先ほどからお話ししておりますが、公的関与ですね、助成事業の導入などによって森林整備を推進するとともに、既存の路網を利用しながら木材の搬出を行い、極力府内産材の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

続いて、8ページの下の写真ですが、こちらは、間伐を実施し、さらに道をつけて材を搬出するというイメージ写真として参考に添付させていただいております。

資料の9ページ以降につきましては、先ほどお話ししました、今回の整備方針の対象となっている9地区の個々の森林整備方針について添付させていただいておりますが、本日は全体的な説明とさせていただいて、個々の詳細な説明については省略させていただきたいと思っております。

以上で森林機能再生重点地域の森林整備方針について、説明を終わらせていただきます。

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のございました内容につきまして、何かご意見、ご

質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ。

【松本委員】 ありがとうございます。

千早赤阪村の非常に残念な写真が出てまいりましたけれども、ちょうど昭和60年ごろ、私どもの村の林業が最盛期でございまして、村で年間約20億近い出材があったのですが、去年、今年あたりは、ほぼゼロの状況でございます。

これはなぜかという、材木が非常に安いからでございまして。ちょうど昭和60年ごろ、大体20数億あった売り上げのうちほぼ1割は、材木を高く売るための枝打ちあるいは間伐その他に費やされておりました。毎年、年間で2億円前後のお金が山林に投入されていたわけでございます。しかし、最近、山主さんがとてもそういうお金がないということで、ここ10年ぐらいは全然手が入っていない状況でございまして。

それともう1点は、私も最近非常に感じるようになったのですが、自然の成長力というのは非常に強いものございまして、どういう条件でも木はどんどん大きくなり、最終的にモヤシの林といいますか、杉が細く、こいのぼりのさおみみたいな材しかできなくなってくる。これは、せめて林家さんがもう少し努力なさって、搬出というようなことを考えないと、切り捨てただけでもどんどんやっていただければいいのですが、山主さんも高齢化でございまして、そういう面で山に手がほとんど入らない状況でございまして。そういう状況で、私どもの村には大体3,000ヘクタールの山林がありまして、三、四人の林家さんは山の整理を一生懸命なさっており、どんどん大径木をつくるんだということでやっておられますが、残りはほとんどモヤシの林みたいになりました。

そういうことで、特に林家さんにお金がないせいもあり、山に手が全然入らないので、国あるいは府の力で、何はともあれ間伐、切り捨てだけでも、するような手段をできるだけ早くとってもらわないと、私どもの村の山は6割ぐらいは放置森林となっておりますので、いざ材木の値段が上がったといった場合でも、とても商品にならないような状態でございます。

それともう1点、できることならば、これは三宅さんのところにもお願いしたいのですが、材木の値段をもうちょっと。この前うちの村で一回テストに出してみてもどうかと行って、ちょうど80年ぐらいの木を約5立方メートルほど出したところ、ちょうど5万円で売れたということでした。80年生で1立方メートルあたり1万円でしたから、それこそ出材費も出ないようなわけで、何はともあれ、まず公費を投入していただくか、材木の

値段を上げていただくかといいますが、もちろん需要と供給の関係がございますので、できるだけ材木を高く売れるような施策をとってもらえないかなど。そう思いながら毎日役所でじっとしているのですが、特に自然の力というのは非常に強いものございまして、放っておいても木だけどんどん伸びていくのですが、お金にならない木だけしかできない。

そういう状況で、できることなら、今うちの村で、せめて3割ぐらい残して、あとは全部切れないかという話もしているのですが、大体3割残すぐらいで十分ではないかなど。かなり粗っぽい話でございますが、今そういう話をしております。ただ、それも、私どもの村もお金がたくさんあればやるのですが、財政的に少しだけしんどいということで、そこへもなかなか手が入れないということです。

もう1点は、大阪府でも国でも一緒だと思いますけれども、林業地帯というのは人があまり住んでいませんので、票にならないということで、政治家の皆さんもほとんど見向きはなさらないのかなということで、とりあえずひがみながら山林政策を一生懸命考えているところでございます。すみません。

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見、ご質問はございませんか。

【三好委員】 1点、質問をいいたいでしょうか。

【古川会長】 どうぞ。

【三好委員】 今、松本委員から、まさしくと思うわかりやすいご説明がありました。その中で実際に重点地区を選ぶというのは非常に難しい問題がいろいろあるかと思うのですが、森林区域において何らかのそういう分析といいますか、基本的には、森林簿の電子化から空間データに置きかえたようなものであるとか、あるいは地形と路網の関係、あるいは土砂災害の危険地区との関係、あるいは地権者の問題、そういうものを総合的にとらえられるような、例えばGISのようなシステムがあれば支援システムとして有効かと思えます。何かそういうものを府の方で統一的に考えていらっしゃるのか、実態はどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

【古川会長】 はい、どうぞ。

【三嶋総括主査】 今お話しされた地形や樹種などを総合したようなGISについては、山災危険地区はすべてだと思っておりますけれども、今のところはシステムとしてはございません。ただ、将来的にはいろいろな形のシステムがあると思っておりますので、そういうものを総合的にやっていかなければならないかなどは、個人的に考えております。

【三好委員】 簡単なコメントですけれども、いわゆる地域森林計画というようなテーマから言いますと、地区の特徴というものをうまくとらえて、ここにはこういういいところがあるから、ぜひやっていくべきなのだよというような理由づけをはっきりと皆さんにわかるような形で打ち出していくということが大事だと思います。そういうものがわかりやすいような、何も統合したシステムでなければいけないというわけでもないのですけれども、何らかのいろいろなファクターがある程度盛り込まれて、その場所はどういうところで必要があるのだということを強く打ち出していける、理由づけがわかりやすいような資料を、あるいはそういった分析というものが今後重要かと思います。

【古川会長】 ありがとうございます。

他に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、本件につきましては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、本整備方針につきましては原案のとおり承認されました。

続きまして、議事第4、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について、事務局から説明をお願い申し上げます。

【塩野総括主査】 みどり推進課森づくり支援グループの塩野と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議事の4番目、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本日お手元には、参考資料といたしまして、放置森林対策行動計画の計画書を、各委員にお配りさせていただいております。この計画は平成19年度から10カ年の計画ということで、平成24年度までの6年間を前期、残り25から28年度までの4年間を後期というふうに分けまして、現在取り組みを進めておるところでございます。毎年この行動計画に基づきます取り組み状況につきまして、大阪府森林審議会の議事として進捗状況の報告をさせていただきます。ご意見等をいただいております。ご説明させていただきます。

本日お配りしております資料3、A3の横書きの資料、こちらでご説明させていただきます。事前に各委員の方々にご説明させていただいた際にお示しさせていただいた資料から、若干数値に誤りがあったりということもございまして、その点を修正させ

ていただいているのと、あと、下の方に主な項目の取り組み状況ということで、主な項目についての考察といいますか、検証について少し整理させていただきました。本日は、主に下の項目の取り組み状況というところで、全体の説明をさせていただきたいと思いますので、細かな数値については、時間の都合上、割愛させていただきたいと思います。

上の5つの項目、これが具体的に数値目標を定めてその進捗状況を毎年確認している項目になっております。主な項目の取り組み状況、下の方ですけれども、まず、人工林の間伐実施面積でございます。これにつきましては、平成21年度から23年度の3年間、国の森林整備加速化・林業再生事業という定額の助成事業がございまして、これを活用し間伐を促進したこともございまして、19年度から23年度までの5年間の累計につきましては、6,100ヘクタールという間伐実施面積の目標値に対して、約9割に当たります5,312ヘクタールの間伐を実施しております。しかし、今年度以降につきましては、国の森林計画や、造林補助金の制度等が大きく見直しされているということ、また、搬出間伐を中心とした補助事業への移行もございまして、今後、間伐の実施面積は大幅に減少していくのではないかと見込んでおります。

それから、2つ目に竹林の整備面積でございますが、こちらにつきましては、放置された森林と民間の企業さんとをマッチングして森づくりに取り組んでいただくというアドプトフォレスト制度によるボランティア活動、あるいは森林ボランティアさんの活動、それから雇用対策事業を活用した竹林の整備の実施によりまして、平成19年度から23年度までの5年間のトータルでは、目標値の約8割に相当します215ヘクタールの竹林整備を実施しております。しかしながら、一方で竹林の拡大が一層進んでいる状況に加え、伐採した竹材の利用もなかなか進んでいないということも現実としてございまして、持続的に竹林の維持管理をしていくというのがなかなか難しい状況は変わっていないというところがございます。

それから、森林ボランティアの参加数ですが、これは平成17年から大阪府で「おおさか山の日」ということで取り組みを進めております山の日に関連のイベントでありますとか、先ほど申し上げましたアドプトフォレスト制度によりまして企業の社員さんの発動などがございまして、森づくりの活動に参加する機会が増えていっているという状況がございます。平成23年度には、目標値の年間1万5,000人に対して約7割に当たる、1万729人という方々に森林ボランティア活動に参加いただいておりますが、今後もこれらの参加者の方々の活動の定着とか、継続して取り組みを進めていくということが課題にな

っていくと考えております。

それから、間伐材の利用量でございますが、間伐面積の拡大でありますとか路網の整備によりまして間伐材の供給力というのが増加している中で、新たな木材の用途の拡大とか、あるいは木材の製材加工施設の整備に対する支援といった取り組みもこれまで進めてきております。その結果、目標値を上回る5,336立方メートルという利用量を確保しておりますけれども、実際に間伐で伐採されます材積に対する搬出利用率は依然として低いということになっておりますので、伐採した木材の利用率を上げていくことが課題であると考えております。

それから、森林機能再生重点地域の指定でございます。こちらは平成20年度から23年度の4年間、トータルで95カ所の重点地域を指定しております。先ほどはこの重点地域に指定した後の森林整備方針の策定について審議いただきまして、実際に整備方針を立てた数と指定地の数とはイコールにはなっておりませんが、この指定した地域で間伐とか路網の整備の支援というのをこれまで優先的に実施してきております。しかし、個々の森林所有者によります継続的な管理、先ほど、松本委員からもお話がありましたけれども、継続的な管理というのが限界に来ているようなところもございます。重点地域内の森林につきましても、施業の受委託によります集約化の実施などの取り組みを、今後進めていく必要があると考えております。今般、今年度から新たにスタートしております森林経営計画でありますとか、そういった計画の策定というのも、例えば重点地域の中でできるものであれば、そういったものに誘導していき、継続的な間伐が実施できるような取り組みの方向に持っていきたいと考えております。

次にアドプトフォレスト制度ですが、こちらは企業の社会貢献によります森林保全活動への関心の高まりというのがございまして、参加企業数は着実に毎年、増加してきておりまして、今後はその活動の継続性の確保でありますとか、企業が自立的に活動できるような支援体制をとっていくことが必要かと考えております。

それから、府内産木材の認証制度でございます。こちらはこれまで森林組合によりますGPSでありますとか、バーコードを活用した認証システムということで、いろいろ試験的な実施もしてきております。しかし、伐採現場での産地履歴の入力でありますとか、あるいは流通過程でのバーコード自体の管理というのはなかなか難しいといった課題もございまして、第三者機関によります審査というのも、まだ現状は制度としてはございませんので、他の素材生産、あるいは製材事業者の方々も参画した形の、より確実な認証の仕組

みをつくっていく必要があるかと考えております。また後ほど説明もさせていただきますが、昨年3月の答申の中にも盛り込ませていただいております、おおさか材の認証制度という制度も今年度からスタートさせていただいておりますので、そちらの取り組みで今後も認証制度を広めていきたいと考えております。

それから、路網整備あるいは高性能林業機械によります間伐材の搬出促進というところですが、国の定額助成制度の導入によりまして、例えば高槻市、河内長野市、あるいは千早赤阪村といったところで木質資源の有効利用や施業集約化が進んでいる地域を中心に、平成19年度から23年度までの5年間で約3万7,000メートル、37キロの作業路を開設しております。

それから、最後におおさか間伐材共同収集の日ということで、例えば地域の方々に自主的に、自分の山から未利用の木材とかを運び出していただいて、ある程度まとまった量で企業の方に買い取っていただくという取り組みを行っており、企業などの協力を得ながらこれまで試験的に進めております。その結果、未利用間伐材の収集量は平成21年度から23年度まで3年間で累積で583立方メートルという数値になっておりますが、これまでの収集量では材の買い取り事業者の方では、赤字になるということもございます。一定のロットを確保するための土場の確保、それも、1カ所ではなくて府内の主要なところに複数の箇所の土場の確保が要るかと思えますし、こういった取り組みの森林所有者等に対する積極的な周知や働きかけといったことが課題になっていると考えております。

以上、幾つか主要な点のピックアップではございますが、放置森林対策行動計画の進捗状況についてご説明させていただきました。

以上でございます。

【古川会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のございました内容につきまして、委員の皆さんから何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

【吉田委員】 タイトルに進捗状況及び検証とございます。それで、今個々のご説明がございましたけれども、放置森林対策としては、全体としてはどうなのかというご判断がないような感じがするのですけれども、全体としてはどうなのかなというところなんです。個々についてはいろいろあるのですけれども、そういうことをお伺いできたらと思います。

【増田委員】 それとも関連して、よろしいでしょうか。

【古川会長】 どうぞ。

【増田委員】 別件で、平成19年に放置森林対策行動計画というのを策定していましたよね。その1ページを見ますと、今は5万5,000ヘクタールまで減りましたが、人工林2万7,000ヘクタール、杉・ヒノキ林が約2万ヘクタールで、手入れの必要な森林が1万4,000ヘクタール、保育・間伐実施林が9,400ヘクタールで、放置された人工林4,600ヘクタールと掲げているんですね。ところが、この5年間で5,312ヘクタール間伐を実施してきましたという。そうすると、この放置された人工林はもう全部終わってしまったのかみたいな形になるものですから。これは、5年間で5,312ヘクタールの間伐を実施したというのは多分、手入れの必要な森林の1万4,000ヘクタールのうちの5,400ヘクタールぐらいという理解だと思うのです。それも含めて、今、吉田先生もおっしゃった全体像みたいな話、ちょっとつじつま合わせをしておかないといけないのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【古川会長】 だれか。難しいですが。

【三嶋総括主査】 先ほど、行動計画策定の考え方のところに記載されています、放置された人工林の4,600ヘクタールですが、これは策定・検討した時期が平成18年度ということになっておりまして、その時点、時点をとらえた数字でございます。それから何年も経っていますので、その間にこの1万4,000ヘクタールの中からまた放置林に加わっていくような森林も出てきているということで、今回、全体として約5,300ヘクタールの間伐を実施したという結果になっております。

【古川会長】 よろしいですか。どうですか。

【増田委員】 多分、後の報告事項にも出てくるかもしれませんが、放置森林対策行動計画後期に向けた取り組みと。このあたりについては、少しその辺の全体像をもう一度再検証しておかないと、なかなかつじつまが合わなくなってくる。要するに、もう放置林対策は終わったのかというような錯覚になると、非常に大きな問題だと思いますので。後でまた、後期に向けた取り組みのあたりでも少しご議論といいますか、その辺のチェックをお願いしておきたいと思います。

【古川会長】 今、増田委員から質問がございましたけれども。

【北山森づくり支援補佐】 みどり推進課の北山です。よろしくお願いたします。すみません、座って説明させていただきます。

今ご質問いただきました、間伐の関係でどうなっているのか、全体として放置森林対策

行動計画がどうなっているのかということですが、増田委員からもありましたように、後ほどの後期に向けてのところでもお話をさせていただこうと思っておりました。間伐の必要面積というのは、最低10年に1回は間伐しなければならないという考え方で計上していますので、1度終わったところも、10年たったらまた間伐必要面積として上がってくるというようなこともございますので、先ほどのご説明のとおり、4,600ヘクタールはその時点での数字であって、4,600ヘクタールやれば計画が終わりということではないということでございます。

ただ、この行動計画でいきますと、4ページに毎年の間伐面積について年間1,000ヘクタールということで、この行動計画でいきますと、4ページに数値目標として間伐の目標面積を掲げております。前期の19年から24年で目標6,100ヘクタール、後期の25年から28年の4カ年で目標4,000ヘクタール、押しなべて言いますと年間おおむね1,000ヘクタール程度が目標値となっております。前期の19年から24年でいきますと、今の23年までの実績で5,312ヘクタール実施しておりますので、この目標を24年度にはおおむね達成できるのではないかと考えております。

この行動計画といいますのは、やはり間伐の遅れている林分というのが、先ほど松本委員からもありましたように、非常に問題になっているということで、とにかく切り捨てでいいからどんどん間伐をやっていこうということで計画を立てて実行してまいりました。その点については一定達成したと考えておりますけれども、今後、25年度以降の後期に向けては国の制度なども大きく変わってきているという状況もありますので、そのあたりは前期の検証をした上で、後期に向けた新たな取り組みが必要ではないかと考えております。

以上です。

【古川会長】 先生、よろしいですか。

【増田委員】 はい。

【古川会長】 それでは、ほかに何かございますか。

どうぞ。

【吉田委員】 では、各論ですけれども、資料3の上の表の4つ目、森林ボランティアの参加数、これは徐々に増えていて、いいことだと思うのですが、目標値の1万5,000人に対して、まだ3分の2なんです。これはなぜあまり伸びないかということですか。あるいは目標値が大き過ぎたのか。それがわかりませんので、お教えいただけたらと思

ます。

それから、下の表の3つ目に山地災害危険地区の府民周知ということで、ホームページを立ち上げられて広く周知されているということですが、こちらのほうでそういうホームページを立ち上げられて、それを府民が実際どの程度見ておられるのかということを見ていらっしゃるのでしょうかということでございます。ちょっと細かいことですが、

【塩野総括主査】 それでは、最初の森林ボランティアの参加数に関するご質問でございますけれども、一応この計画の目標値1万5,000人は、計画期間の最終10年後の平成28年度時点で年間1万5,000人ぐらいの数字になっているという目標値の立て方をさせていただいております。それに向けて毎年参加数が徐々に上がっていくような、普及啓発、あるいはアドプトフォレスト、森林ボランティアさんのいろいろな活動、この支援ということで参加人数を伸ばしていつているという取り組みでございますので、23年度ではまだこの数値でございますけれども、あと4年かけてこの目標値に向けてという取り組みをとるという考え方を持っております。

【古川会長】 先生、よろしいですか。

【吉田委員】 はい。

【古川会長】 そうしたら、花田委員。

【花田委員】 ホームページはよろしいのですか。

【赤井森林整備補佐】 みどり推進課の赤井と申します。

山地災害危険地区のホームページを作成して周知しているのですが、今、先生からご質問のありました、何人ぐらい見ているということは、今現在は把握できておりません。

あと、ホームページとあわせて、19年度に地図を改訂したものを、市町村のご協力もいただきまして、集落単位といいますか、自治会単位でその地図を配布させていただいているということで、そういった紙ベースでのきめ細かな周知もあわせてさせていただいていることをご報告させていただきます。

【吉田委員】 わかりました。

【古川会長】 花田先生。

【花田委員】 ありがとうございます。花田です。

ご説明ありがとうございました。数値目標、ベンチマークをつくって、どれだけ達成したかということを経年確認しながら、今後どうしたらいいかということをもとめていただ

しゃるということですが、まず1つは、このベンチマークも一つ一つばらばらでございまして、全体として、もっと放置森林が少なくなっていくということが目標だと思うのですが、けれども、個々にはすごく一生懸命いろいろなことをしていらっしゃるのですが、全体として考えるという視点がもう少しないと、なかなか放置森林が減らないんじゃないかと。

1つの例は、認証制度をこれからつくってくださるということで、それはとてもいいことだとは思いますが、例えばラベルをつけたら、それを使っただけのようにする工夫が必要なわけでございますよね。認証制度をつかって、それをつけたからみんなが使ってくださいとは、なかなかならないかもしれないですし、それから、人にしろ、企業にしろ、何かやはりプラスがあれば動くわけです。しかし、今これを拝見していると、企業というのが結構動いているのは、企業の社会的責任とか、そういうふうなことで何をやらうかなといったときに、これは調査でも出ているのですが、自然の保護みたいなことをすると、市民の方とか消費者の方もすごくプラスに受け取ってくださるので、企業はそういうことをするわけですが、ボランティアにしても、これから消費していただくという側にしても、みんなで頑張りましょうとか、ホームページに載せましたというだけではなくて、もう少しおいしさをつけ加える必要があるかなと思います。それが、1つは、すぐに思い浮かぶのは例えばお金ということですがけれども、必ずしもお金でなくてもいいかなと思います。

それから、多分、後で三宅様からお話があるかもしれないのですが、耐震工事をするときに、全部をするのはすごく大変だけれども、建物の一部を耐震化するときには間伐材を使いましょうと。これに対して、耐震化にお金をつけるというのがあるわけですがけれども、そのときに間伐材を使っただけということで間伐材の消費を促進するということは1つの例ですが、使ってもらう方ももう少し工夫していかないと、全体として放置森林がなかなか減っていかないのではないかなという感じがいたしました。

以上です。

【古川会長】 ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

【三好委員】 今のご意見に関連して、一言よろしいでしょうか。

私は専門分野が山地災害とか治山とかというようなところをやっておりまして、それで、2点ほど申し上げたいと思います。まず第1点、先ほど吉田先生のご質問で山地災害危険地区をホームページで周知されているとありましたが、私もこれを、少し勉強不足で、ホ

ホームページを初めて見ようとしたのですが、ここになかなかたどり着けずに苦労しました。これを実際に府民の方がどれほど見ていらっしゃるのかというのは、かなり苦労されるのではないかなというのが率直な感想です。

かつ、紙ベースでも周知されているということですが、ちょうど機を同じくして土砂災害防止法という法律に伴った警戒区域の周知というものが大々的に今進んでおります。住民の立場からすると、そういったものと、2つのチャンネルから情報が入ってくるというようなわかりにくい構造になっておりまして、市町村のご尽力が必要なのもかもしれませんが、できるだけ一本化することが望まれていると思います。

今それだけでなく、地震ですとか洪水ですとか、ものすごい量のいろいろなハザードマップが頒布されております。できるだけ、森林に関係する分野だけでも、少なくとも、面的にも結構かぶるところが現実的に発生しておりますので、そういったところの整合性をどういうふうにつけていくのかということを経後の課題として考えていく必要があるのではないかと、とりあえずホームページ1つアップしたらよしとするのではなくて、本来、山地災害危険地区というのが土砂災害防止法でいう警戒区域と少し意味の違うものですので、それがどういう違いを持っていて、どういう対処を今しようとしているのかという、住民の方にどういった認識を持っていただきたいのか、あるいはご協力いただきたいのかということをはっきりと打ち出して、そうした周知というのが必要かと思えます。すみません、長くなりまして。

もう1点ですが、治山という意味で、今、花田先生からもありましたが、耐震構造、公共建築に木材を使うというのは、保育園の例もあって、今どんどん増える方向に動いているかと思うのですが、資料3の一番下に一定のロットを確保するための土場の確保というのがありますが、以前から1つの考え方として、ある程度のまとまり、私の個人的なイメージでは、昔の森林組合ぐらいの単位で、スモールストックヤードといいますか、土場を確保して、ある程度のボリュームをそこに集積しておく。それがさばけないと問題です。ある程度の公共事業でそれを使っていくような、しかも、単年度ではなくて5年、10年、できたら20年を見越した利用計画というものをある程度策定しておくということが有効かと思っております。

そのときに、治山構造物でも最近随分と木材を使うようになってまいりました。あと、他県の例などを見ましたら、道路の法面の保護ですとか、河川の護岸の沈床工、あるいは公園のベンチ、プランターをはじめとしまして、ありとあらゆるところに木材をどんどん

使っています。それ一つ一つでいうとボリュームはあまり大きくないように見えるかもしれませんが、意外とこれは効きます。あるいはガードレールなどにも木材を使っているところもありますね。いろいろな利用方法がありますので、公共事業で毎年これぐらいは確実に使う、しかも地産地消で、その地区で出たものをその地区で使うというように、できるだけ非常に狭いエリアでの地産地消のシステムというものを立ち上げて、ある程度は確実に公共事業ベースで必要な量を使っていく。いろいろな企業ですとか、民間のいろいろな市場の原理に基づいて動く分がさらにそのプラスアルファでいくというようなことができたらずばらしいかなと思っておりました。

ぜひとも、そういう意味で治山事業を少し計画的に考えていただいて、そこでの木材利用というものをつくると、さらにこういったものもうまく。こういったものというのは、おおさか間伐材共同収集の日というまとめになっておりますが、要は間伐材の今後の利用促進につながるのではないかと考えております。

【芝田委員】 河内長野市の市長でございます。

今、先生のお話を伺っていて、やはり一般の市民の方、府民の方と木との自然な出会い、これは非常に大事だなと思っております。河内長野市は来年60周年ということで、今、言葉で言えば「農の拠点」ですけれども、南河内にもたくさん農の拠点、いわゆる直売所がございます。河内長野市は今から船出するわけで、二番せんじ、三番せんじになるものですから、私は今、市の中でも申しておるのは、単に農の拠点ではなくて、今、場所が花の文化園の向かい側の駐車場の2.1ヘクタールを買いに入っているところですが、これを手に入れることができれば、木根館（きんこんかん）の近くでございますので、木の拠点であったり、その前の、花の文化園ですから、花の拠点であったり、特に河内長野市は7割が山間部で、先ほども出ておりましたように、間伐材もたくさんございます。

今、1つの具体的なものとしては、薪ステーションというのをやっております。間伐材のまきを束にして、宮の下駐車場というのですけれども、その周りにずっと積んでおりましたら、民間のほうからこれを買いたいという話も出てきているので、間伐材がそのままではなくて加工して、先ほども申しましたように、人との出会いの場に持ってくると、民間の方もそれを見て、これを使えるとか売れるとか、今そういう話が出てきている最中なので、私としては期待しております。

もう1つは、「あいく」いう子ども・子育て支援センターを昨年10月につくったのですけれども、入っていただいたらすぐ本物の木を入りに置いておまして、もちろ

ん、入ってもらいますと、床は木でありますし、床暖房にして、子供たちに小さいときから木のぬくもりを感じてもらおう。

何が言いたいかといいますと、木との出会いをいろいろなところで仕掛けていくことが大事なのかなど。特に私は、先ほども申しましたように、河内長野市でつくる直売所を木の拠点にもしたい。河内長野市は歴史と文化の古いところですから、歴史・文化の拠点にもしたいですし、いろいろなものを持ち込んで、そこに、私は第4の拠点と呼んでいるのですけれども、今まで拠点というのは大体駅前にあったのですが、今度は道路のそばで、これを人にうまく回流していただいたら、木の持っているよさとか、また温かさとか、いろいろなものをそこで仕掛けることができるのかなど。これを今、職員たちに、PTをつくって全庁を挙げてやろうといたしております。

特に森林の先生方がここにたくさんおられますので、これから、今、増田先生を中心にいろいろお考えいただいているのですけれども、ぜひまたいろんな考えを持ち込んでもらって、木との出会い、これをしっかりとその中で主張していきたいと思っております。

【古川会長】 ありがとうございます。

三宅さん、どうぞ。

【三宅専務理事（花尻委員代理）】 今、芝田委員から、木との触れ合いの仕掛けというお話をいただきました。また、先ほど松本委員から、もっと木材界のほうで木の値段を上げろというお話がございました。そういうトータルなお話で私どもが取り組んでいるお話をさせていただきます。

今、円安になりまして、外材がほとんど入ってこなくなりました。値段がやっぱり上がってきました。そういう意味で、私どもの関係先のプレカットをやっているところなどは、本当に外材が入ってこないの、ストックはありますけれども、非常に困っております。そういったことで、木材というのは上がり下がりがものすごく厳しい。特に国産材は厳しいです。そういった中で昨年、奈良県の木連などと、吉野の話をしておりましたが、10年ぐらい前は奈良県の市場でも約300億円の売り上げがあったけれども、今は30億円ぐらい、だんだん減ってきたということでございます。

一方、森林管理局長と一緒に去年、積水とか住友林業とかシャーウッドといった、木材を使っていると標榜している会社へ行きましたが、国産材を使っているといいましても、なかなか、やっぱり国産材を使うということは値段が高い、高いばかりになるのです。一般のお客さんでもどうしても値段が高い、高いという話になります。それはなぜかという

と、実に自分たちの努力不足であるのですが、しかし、1本あたりを見ましたら、ものすごく安いのです。家1軒を建てるのに大体20立方メートルです。そうであれば、大体1本あたり10万円として200万円ぐらいのお金しかかからないわけですがけれども、一般のお客さんはどうしても、国産材を使うと高い、高いと言われていています。ですから、今後、私どもとしましては、なかなか難しいですが、1本あたりでありますとまだまだ安いことから、そういう1本当たりの値段は幾らですよとか、家1軒のためにはこれだけの値段ですよということをもっともっとアピールする必要があるのではないかと考えております。

それと、今、河内長野市長からもありがたいお話で、木との触れ合いの仕掛けというお話がございましたが、しかし、本当に仕掛けというのは大事でございまして、私どもの前任の越井会長、また花尻会長からも叱咤激励されており、木材の活用というのが今これだけ厳しい状況であるときに、需要開発というのは絶対に人を頼っていただけであり、自分たちでやるという話になっております。

そういった中におきまして、先ほど花田先生からもお話がございましたが、私どもは大阪府の全面的な支援をいただいて、耐震補強といいますが、これを今この話をしているときにも、まさにこの地域はいつ地震が来るかわかりませんので、そういった意味からも一部屋補強できるような耐震補強、間伐材を使うとか、そういうシステムを開発いたしました。大阪府の耐震の方とも今、限界耐力とか難しい計算があるので、まだもう少し一部屋補強の支援体制までは難しいのですが、何とかそれができるような、大阪府の支援もいただいて頑張っていきたいと考えております。

そういった話と、それから、先ほどから保育所など、いろいろなところで木を使うという話もございました。これは何回も新聞などに載せておりますが、特に杉材というのは、子供の成長にとって非常にいいと。子供は1日に約20キログラムの空気を吸います。特に大陸のほうから、エアポリューションといいますが、大気汚染物質がどんどん入ってきて、悪い空気が入ってきていると。大阪はただでさえ環境が悪いのに、余計にそういう悪い空気が入ってきているということで、杉材というのは体にとっても非常にいいと。そういう意味からも、大阪府の環境農林水産総合研究所の全面的な研究の支援をいただきまして、私どもは杉材のスリットという材を今、普及啓発しておりますが、NO₂とかオゾン、ホルマリンといった、汚染物質をかなり除去する効果がございます。今後、私どもがいろいろなことをどんどん広めていくことが、大阪の間伐材に限らず全国で本当に今、危機に瀕している国産材の活用にとって必要なことではないかと考えております。

特に今、もう1つ提案したいのは、先週も東京へ行ったのですけれども、東京の港区、慶應のある田町の駅前でも木材の外装がどんどん、できてきております。新しい、東京は多摩材の活用ということでものすごく必至になってやっております。それを、森のない港区でも木材の利用方針をつくって、全国からそういう提携した港モデルということでどんどん材木を入れまして、それをどんどん活用しております。都の施設とか、東京の田町の駅とか、そんなところもどんどん木材の外装を張るようになってきました。

そういった意味からも、今後、先ほど河内長野市長もおっしゃられました触れ合いの仕掛けということで、一番大事なことは、先週の木曜日でしたか、泉州の方でも総合事務所の全面的な指導と、和泉市とか、泉北のほうの市町村の熱心な指導によりまして、木材活用フォーラムというのがありました。そういった中でもわかりますように、特に市町村が一番主体でありますので、できるだけそういう、国で仕掛けております木材利用基本方針というものを、大阪市がつくってくれたら一番いいのですが、特に、今、泉州は7つの市町村がつくっているようでございますけれども、やはり府全体でつくって、どんどん打って出る必要があるのではないかと考えております。そういった意味で、河内長野市の基幹産業でありますので、ぜひ需要促進計画をお願いいたします。

以上でございます。

【古川会長】 いろいろお教えいただき、ありがとうございます。

【奥野委員】 私は山主という立場でお話しさせていただきたいのですけれども、今、ここにも書いてあるのですけれども、平成20年度から国の定額補助によりまして、全国でたくさん材木が出てきております。その中におきまして、大阪でも今、見ていただきますとわかりますように、5,000立方メートルとか、今までの2倍、3倍というような量が出てきているわけでございます。その中で今、皆さん方のほうでいろいろ木の使い方のお話もしていただいたのですけれども、これだけ材木が出てまいりますと、やはりだぶついてきて、価格が下落してしましまして、山の方では、自分で山をやっているだけでもだめだなというところが今の現実でございます。

その中で今我々も取り組んでいかなければいけないのが、経営計画によりまして、1ヘクタールあたり10立方メートルなり20立方メートル出しますと補助金を上げますとありますと、今までは建築用材が中心として出てきたのですけれども、曲がった木やいろいろな木も出てくる。この中で、バイオマスの方に利用していく方法論、それから建築用材に出していくというような、いろいろな考え方を持っておるのですけれども、我々はこれ

からなかなかしんどいのではないかなと。特に今、木材連合会からお話がありましたけれども、円安ということで、円がどんどん、90円近くまで上がってきてまいりましたら、外材が入ってこないかなということもお話をいただいております。

ただ、国産材がこれから以降、プレハブメーカーさんなどに使っていただける体制が我々山の関係者側で、できているのかなと。プレハブメーカーさんには、狂わないような木をどんどんつくっていかないと使っていただけないということで、我々の方でもっと乾燥をきっちりする、あるいは規格をきっちりして出していく方法論を考えていかない限り、これは我々山の方としては成り立っていかないのかなと。プレハブメーカーさんに安心して使っていただける体制、これを我々がいかに確立していくか。この辺は、またいろいろ皆さん方のご意見をお伺いしないと、私どもは山で木をつくって売っていただけしか考えていないのですけれども、そういう中で、使っていただける材をいかにしてつくっていくか、これがこれからの我々の山の、今、間伐材をどんどん出してきなさいよと言われていのですけれども、その材料の使い方に基本的なところは行くのではないかなと、私は今思っております。その辺を皆さん方にご討議いただければありがたいなと思います。

【木暮計画部長（前川委員代理）】 今、木材利用ということでいろいろご意見が出てきているのですけれども、農林水産省としても木材利用ポイントというのが25年度の予算、今、国会でまさしく審査されようとしています。これは、地域材を一定程度使ったら30万ポイント、これが30万円相当ぐらいかなと思うのですけれども、家を建てる、それから内装材、いろいろな家具的なもの、いろいろバリエーションがありますが、そういうものに地域材一定程度使ったら、それを地域に還元するという仕組みを考えています。

こういうものをまず使っていただくというのが1つありますし、先ほどらい、奥野委員、芝田委員からもありましたように、地域の材をバイオマスのな利用という部分で、大きくは新たな木質エネルギー、ボイラー的な利用ということで、ペレットストーブなど、そういう新しいものもあります。また、従前、エネルギー革命のときに、まきストーブとかというのは消えていったのですけれども、都市部等を中心に性能の良いまきストーブ等がだんだん出てきました。こういうすそ野を少しずつ合わせわざでやっていくというのが、だぶつくとかという言い方ではなくて、これから材を循環的に使っていけるような道になるのではないかなということで考えています。

私から事務局への質問とお願いですが、進捗状況の検証についての中の、間伐材の搬出のところで、道を3万7,000メートルつけましたと言うのですけれども、この辺、道

づくり、林業専用道というもう少し大きな道も含めてですけれども、間伐材の面積がこれから大幅に減少する見込みというのは、道づくりができないからネックになっているのかとか、あと、道づくりが3万7,000メートルで十分なのか。この辺でもし何か追加情報がありましたら、教えていただければと思うのですけれども。というのは、利用につながってくる路網の整備とかというのが必ずあると思いますので、その辺を教えていただければと思います。

以上です。

【三嶋総括主査】 これまで森林整備加速化・林業再生事業という事業を中心に3万7,000メートルの道を整備してきており、現状、道が整備された周辺の間伐というのはある程度進められたのですけれども、今後につきましては、森林経営計画なり、集約化のための道づくりというのにも必要になってくると思います。

既存のこの3万7,000メートルというのは、これまでの森林整備というのには非常に役立っており、間伐材の利用は徐々に増え、木材搬出にもかなり有効だったのですけれども、まだこれから必要などころも多いですし、森林経営計画を策定する上で必要な道整備というのは、また今後も必要と考えております。

【古川会長】 よろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、ございませんね。

本件につきましては、原案のとおり承認してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては原案どおり承認されました。

以上で議事は終了しましたが、引き続き、事務局より報告事項がありますので、報告1、森林保全整備部会における議決事項報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【尾形副主査】 みどり推進課保全指導グループの尾形と申します。よろしくお願いたします。

報告事項のうち、まず、森林保全整備部会における議決事項についてご報告させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。裏面に表を記載しております。今年度10月25日に開催されました森林審議会森林保全整備部会に諮問いたしました、西日本高速道路株式会

社による新名神高速道路の新築、延長0.7キロメートルですけれども、開発に係る森林の面積は5.4ヘクタールとなっております。林地開発行為の許可基準では、道路の新築については残地森林などを設けなければならないという規準はございませんけれども、これまでの指導などによりまして、残地森林及び造成森林が計画されております。

また、森林保全整備部会でご意見をいただきました、緑化工事完了後の生育状況の把握などにつきましては、今後の緑化工事の進捗に合わせて進めていくこととしております。

なお、この案件につきましては、昨年12月に既に許可を行ってございまして、後ほど許可の実績でもご報告させていただきます。

資料4の森林保全整備部会における議決事項については以上でございます。

【古川会長】 ただいま事務局より説明がございました内容について、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

(「はい」の声あり)

【古川会長】 それでは、ないようでございますので、引き続きまして、報告2、林地開発許可等実績について、事務局から説明をお願いいたします。

【尾形副主査】 続きまして、林地開発許可などの実績についてご報告させていただきます。

資料5の裏面、資料5-1をごらんください。昨年度3月26日に開催されました審議会から今年2月17日までの間に行いました林地開発許可の実績につきまして、開発行為の目的、新規・変更の別に、件数と、開発に係る森林面積の増減を取りまとめております。新規の許可では、事業場の造成が1件、道路の造成が1件で、開発に係る面積の増加は合計で10.7886ヘクタールとなっております。また、変更の許可では、土石の採取が5件、道路の造成が1件で、開発に係る面積の増加は合計で1.0160ヘクタールとなっております。ここで土石の採取の変更許可におきまして約3.7ヘクタールの面積が減少しておりますが、この減少した区域の大部分が西日本高速道路株式会社による新名神高速道路の新築に係る変更許可の増加部分の区域面積に置きかわっていることから、変更許可の面積の合計では約1ヘクタールの増加となっております。

各案件の概要につきましては、資料5-2をご覧ください。表の左から、許可の申請者、行為の場所、目的、内容について記載しております。それから、面積につきましては、事業区域、開発をしようとする森林、開発に係る森林について、前回の許可、今回の許可と、その増減、さらに許可年月日、新規・変更の別を記載しています。今回ご報告する許可8

件のうち、一番上と一番下の2件が西日本高速道路株式会社による新名神高速道路の新築に係るもので、一番下の1件は先ほどご報告いたしましたとおり、今年度10月25日の森林審議会森林保全整備部会にお諮りして、答申を得て許可したものです。上から2番目は、株式会社三祐が行う事業場の設置として、芝生養生地の造成について許可したものです。また、そのほかの5件は、既存の採石場の区域拡大及び期間延長などの変更手続として許可したものとなっております。

続きまして、資料5-3をご覧ください。こちらは、国や地方公共団体などが開発を行う際に連絡調整を行ったものを取りまとめたものでございます。許可は不要という取り扱いになりますが、事業者からの協議を受けて、その計画内容について知事が同意したものです。新規協議では、事業場の造成が1件、道路の造成が5件の計6件で、開発に係る面積の増加は合計で26.6871ヘクタールとなっております。また、変更協議では、住宅地の造成が1件、道路の造成が1件の計2件で、開発に係る面積の増加は合計で12.2291ヘクタールとなっております。

資料5-4に案件の概要を記載しております。協議8件のうち6件が道路の造成に係るもので、新名神高速道路に関連する高槻市及び茨木市で行われました、主要地方道や市道の整備、泉南市での農道の整備、岬町での第二阪和国道の整備、和泉市での国道480号のバイパス工事となっております。このほか、下から4番目の茨木市と箕面市にまたがる国際文化公園都市における住宅地の造成の変更協議が1件、下から2番目の安威川ダムと関連しました圃場と資材置き場の整備が1件となっております。

最後に、裏面の参考資料をご覧ください。今後3カ年の間に森林区域から除外される見込みの、規模が5ヘクタール以上の案件のリストでございます。上段が公共事業などの協議同意によるもの7件で、住宅地の造成、道路の造成などで1,084ヘクタール。下の段は民間開発による3件、住宅地の造成など67ヘクタールとなっております。これらの事業地の開発に係る森林区域につきましては、造成の完了後に森林区域から除外されるわけですが、林地開発行為許可基準などに基づいて、このうち約300ヘクタールが公園や緑地、造成森林などに造成されることが計画されております。いずれも長期にわたる大規模な開発ですので、今後の事業の延長などにより完了時期が変更されれば、それに伴って森林区域から除外される時期が前後することがございます。

資料5につきましては以上でございます。

【古川会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました内容につきましてご質問がございましたら。

どうぞ。

【芝田委員】 訂正かなと思うので、言っておきますと、5ページ目の上から4つ目、河内長野市日根野になっていますけれども、日野ですよ。

【尾形副主査】 そうですね。すみません、訂正をお願いします。

【芝田委員】 それだけです。

【古川会長】 よろしいですか。

【芝田委員】 はい。

【古川会長】 ほかにございませんか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がございませんでしたら、引き続き報告第3、放置森林対策行動計画後期に向けた取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

【北山森づくり支援補佐】 それでは、みどり推進課の北山です。引き続きご説明させていただきます。

まず、放置森林対策行動計画後期に向けた取り組みの素案ということで、資料6をお配りしております。この資料をお示ししております趣旨について簡単にご説明させていただきたいのですが、これは、平成19年度の放置森林対策行動計画の策定後6年が経過しまして、前期の平成24年度が今終わろうとしているという一方で、先ほども申しましたように、国のほうで施策の大きな転換があり、森林経営計画制度の導入ということで、今までのように放置森林を解消するために、とにかく間伐を進めるということから、林業として頑張る地域に施策を集中化していくという方針転換がありました。そういうことを受けて、本審議会においても昨年3月に新たな森林保全システムの構築ということで答申をいただいておりますので、これを確実に実行していくために、そういう新たな施策の展開が必要であると。そのために、放置森林対策行動計画の後期、25年から28年の4年間になりますが、その取り組み方法を明確にしていきたいということでございます。

今日お示ししておりますのは、そのうちの人工林の整備から木材の利用にかけてのパーツということになります。このほかにも、以前いただいた答申の中では、里山林の整備ですとか、あるいは森林の防災機能を維持するための取り組みというような課題、取り組みの設定もされておりますが、それについてもまた引き続き検討させていただきたいと思っております。本日はこの林業部分についてご説明させていただき、ご意見をいただければと思っております。

本来であれば、議事の4の進捗状況の報告とセットで、それを受けてこういう取り組みを進めていきたいというご提案をさせていただくべきですが、こちらの検討の進捗が遅れておりますので、今日はこういう形でパーツになりますけれども、ご覧いただきご意見をいただきたいということでございます。

そういうこともありまして、先ほどの質疑応答で時間をとってしまいまして、残り時間が少なくなっておりますので、ご説明のほうは簡単にさせていただきたいと思っております。

それでは、資料6をご覧ください。

まず、この考え方ですけれども、資料の左側の縦のラインになります。

根本的な考え方としましては、答申でもいただいていたように、生産コストを低減して木材を安定供給する。林業活動促進地区という地区を認定して、そこから安定供給していく。

木材の利用拡大のためにブランド力強化ということで、この林業活動促進地区から出される材はおおさか材の認証制度によって認証していく。今現在、おおさか和泉材、和泉市産材が認証されておりまして、引き続きおおさか河内材、河内長野市を中心とした材も認証されるよう取り組みを進めているところでございます。それから、未利用材として木質のバイオマスの利用拡大。特に、電力の固定価格の買い取り制度ができましたので、木質のバイオマスというのは非常に注目されております。その流れの中で利用拡大を図っていけるのかどうかということを考えていく必要があると思っております。

このような取り組みを下支えするものとして、最後、4のところですが、担い手の育成。これにつきましては、まずは森林経営計画をつくったり、作業道を開設したりというような技術者の育成。それから、現場で実際に作業する方の技術力の向上。加えて、大工・工務店というのは、木を使っただけ側の方々ですね。そういう方の技術力というものもないと、なかなか木を使っただけないということがありますので、そういう取り組み。さらに、森林所有者の方、なかなか意欲がなくなっているというお話があるのですけれども、その意欲を喚起して後継者の参画、また育成を図っていくというような取り組みが必要と考えております。

真ん中のラインにありますのは、そのような取り組みの一部をご紹介させていただいているものです。一番の取り組みは、林業活動促進地区を指定しまして、その中から出てくる材をおおさか材として使っただけ。

木材の利用拡大のための取り組みとしましては、この真ん中あたりに3つ上げておりま

すけれども、1つは大阪府の地域産材活用フォーラム、川上の林業者から川下の大工・工務店さん、建築士さんまでを含めた関係者が連携して木材の利用拡大に取り組んでいこうということで、昨年このフォーラムを設立しました。その成果の1つとして、皆さんの資料の中にお配りしております木材利用事例集「木のある暮らし」というパンフレットがございます。こちらを見ていただきたいのですが、このパンフレットの8ページ、後ろから2枚目になります。こちらの事例の12番ということで、先ほど芝田委員からありました、河内長野市の子育て支援センター「あいっく」、このような事例も掲載させていただいております。最後のページ、東京おもちゃ美術館という施設が東京都にあるのですが、こちらの館長さんからもメッセージをいただきまして、ウッドスタートということで言われているのですが、いわゆる木育の取り組みを進めたいというような働きかけもいただいておりますので、ぜひ、木との触れ合いを増やすということで取り組みを進めていければと考えております。

そういう木育に関連して、資料6に戻りまして、3つのうちのもう1つ、一園一室木のぬくもり推進モデル事業、これは冒頭、室長からのあいさつにもあったとおり、保育園の内装の木質化を進めていこうということです。

それから、新たな木製品の開発ということで、三宅専務からありました耐震の補強ですとか、そういう新しい取り組みをしていこうと考えております。

それから、一番下にありますウイークエンドフォレスターによる間伐材の共同収集、これが森林所有者に対する意欲を喚起する方策として取り組んでいけないかということで、府としても平成21年度から間伐材の共同収集ということでやってきております。全国的にも木の駅という名前で同様の取り組みが進められていまして、非常に成功事例も出てきており、大阪府内でも何とか物にならないかということでいろいろやっておるところですけれども、実績、進捗状況でもありましたように、今のところはなかなかうまくいっていないのですが、これは工夫すれば何とかなるのではないかと我々は思っていますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

このような取り組みを受けて、後期の計画、25年から28年にかけては目標設定を改めてやり直したいと思っております。花田委員からのご意見いただいていたのですが、前期の部分の目標値というのが非常に散漫といえますか、いろいろな項目が並べられているということもあり、少しまとまればということで、今、林業・木材利用部門に限定して目標値を幾つか挙げさせていただいております。

簡単に説明しますと、まず、生産コストの低減と木材の安定供給ということで、実行計画の1番のところ、施業の集約化については、やはり森林経営計画をこれから策定していくことが必要になりますので、現在、24年度で800ヘクタール程度の見込みですけれども、これを10年間で1万2,000ヘクタール、府内の主要な人工林のある市町村の杉・ヒノキ人工林面積の大体7割相当ですけれども、それぐらいは経営計画を立てていくような考えで、28年度には5,000ヘクタールにまで持っていきたいと考えております。

一方で、木材の安定供給体制ということで、林業活動促進地区、これは先ほど申しましたように、今、和泉市で1地区、それから南河内、河内長野市を中心に1地区調整中ということになっております。これを28年度には12地区まで引き上げたい。その結果、木材供給量が、23年度は6,000立方メートルのものが、この経営計画の5,000ヘクタールの面積から2万1,000立方メートルは出せるような体制をとりたい。用途としては、用材が1万2,000立方メートル、バイオマス利用が9,000立方メートルということで考えております。

木材の利用拡大については、実行計画の3のところですが、おおさか材の認定事業者、これはおおさか材を出荷することのできる製材業者さんになるのですけれども、今現在9事業者さんありまして、河内長野市さんでの認定が進めば、さらに増加して12事業者程度になるという見込みを持っております。それを、28年度には16事業者程度まで引き上げていきたい。

それから、未利用材の有効活用ということで、これは先ほど申しましたバイオマスの利用量を9,000立方メートルまで引き上げる。

それから、その下支えということで担い手の育成ですが、森林施業プランナー、現在7名おられますけれども、これを30名程度。次に出ていますが、林業事業体が今8事業体ありまして、これを年1事業体ずつぐらい増やして13ぐらいまで持っていけないかと考えております。それぞれの事業体でおおむね2名程度はプランナーを置いていただくということで30名程度という想定をしております。

最後ですけれども、ウイークエンドフォレスターとして間伐材の共同収集をやっていたためだけの拠点となる土場を、23年度は1地区でやっておりましたけれども、これをもっと増やしていけないか、8地区程度ということで目標設定をしております。

簡単にでしたが、私からの説明は以上でございます。

【古川会長】 ありがとうございます。

ただいまの報告事項でございますが、今、事務局から説明がありました内容について、何か委員の皆さんからご質問があれば、ご発言願いたいと思います。

どうぞ、吉田先生。

【吉田委員】 非常に重要なことだと思っておりますけれども、今日いろいろな委員からありましたように、売り上げ、木材価格が上がらないのです。そうすると、利潤まで行きませんが、とんとんにまで持っていこうとすると低コスト化せざるを得ない。そうしたら、低コスト化するにはどうしたらいいかというところが数値として出ないのです。例えば高性能の林業機械を導入して道を開いて、何とかこのぐらいまでにコストは下げられると。生産コストですね。そういうような、もう少し具体的なことが欲しいなという感じがいたしました。

【古川会長】 どうぞ。

【藤平委員】 今日初めて参加させてもらい、いろいろお話を聞かせてもらって勉強させてもらっていたのですけれども、今回後期に向けた取り組みというところを見ていまして、多様な担い手の育成というところは、以前から個人的に非常に気になっていたところで、そこもきちんと提案されているということは大変いいなと思いました。

さらにののところになるのですが、木を使ってもらおうというのはすごく大事なことです、やはりいい状態で使い続けていってほしいというのがすごくあります。ですので、管理といますか、維持管理といますか、いい状態で使っていけるということも、木との触れ合いの中で体験するとか、そういう技術とか指導という面にも少し目を向けていただいて、さらなる展開をしていただけたらなと感じました。

感想めいたことで申しわけないのですけれども、ぜひそのあたりも今後一緒にやっていたらなと思いました。よろしく願いいたします。

【古川会長】 ありがとうございます。

【三好委員】 すみません、何回も。簡単に言います。

この後、木材供給量が28年度を目標として上げられていますが、さらに10年後、20年後の山の林齢構成ですとか材積の蓄積の予測といったようなものと一緒にこういう数字を考えないとというのが非常に大きな問題をはらんでいると思います。特にバイオマス利用というのは、まかり間違っても、もしこっちのほうが安いからと民間が参入してきたら、一気に増える可能性だってないとも言えません。そうなると、山全部、一気に切られ

ます。これはとんでもないことが起きます。そういう意味で、計画的に年次計画といいますが、10年、20年単位の年次計画を数字として持っていることが大事だと思います。

【増田委員】 一、二点いいでしょうか。

1つは、木材利用の拡大の中で、公共事業における府内産材の活用というようなものが、前の答申の中には少し出ていたかと思うのですが、そのあたりが抜けているのではないかなというのが1点です。

もう1点は、今の話とも関連するのですが、森林経営計画の策定という話の中で、今までやってきた重点地域と整合性をどう持ちながら展開していくのか。今までやはりある一定の資本投下をしてきているわけですから、そのあたり、整合性をどうとりながら5,000ヘクタールを目指していくのかというのを考えていただきたい。

もう1点は、これは多分非常に難しいのですが、用材利用、バイオマス利用、特にバイオマス利用の単価、ある一定どれぐらいの単価を目標の中で利用していくのか。ある一定コスト感覚を持ちながら用材の搬出量というようなものを考えていかないと、ただ単に量の話ではなくて、そのあたりは難しいのですが、議論を深めていかなくてはいけないのではないかなと。このあたりを今後少し詰めていただければと思います。

【古川会長】 それは先生、事務局へのお願いですね。

【増田委員】 そうですね。

【古川会長】 他にございませんか。

それでは、ほかに意見、ご質問がございませんので、報告事項をこれで終わらせていただきます。

以上で、本日本日予定しておりました議事及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第76回大阪府森林審議会を終了させていただきます。委員の先生方には長時間にわたり議事の円滑な進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【司会（瀬川副主査）】 ありがとうございます。

これで、予定しておりました内容はすべて終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —